

旭川市水道局建設工事簡易型総合評価一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市水道局が発注する建設工事に係る条件付き一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする入札方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要領に定めのない事項については、旭川市水道局条件付き一般競争入札実施要綱（以下「一般競争入札要綱」という。）、関係法令その他別に定める規定によるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領において行う総合評価一般競争入札は、条件付き一般競争入札の対象となる工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の施工能力、施工計画、社会性等（以下「施工能力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める工事

(総合評価の方式)

第3条 この要領において行う総合評価一般競争入札とは次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画のほか、同種・同規模工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。

(2) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい小規模な工事において、同種・同規模工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。

(落札者決定基準)

第4条 政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、旭川市水道局建設工事総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において決定するものとする。

(評価基準)

第5条 評価基準として、別紙1に基づいて、入札者の施工能力等に係る評価項目及びその配点を、対象工事の目的・内容等に応じて設定する。

(評価の方法)

第6条 評価は、評価基準に基づく点数（以下「技術評価点」という。）と入札者の入札価格を基に、次の方法によって求めるものとする。

除算方式

標準点（100点）に技術評価点を加えたものを当該入札者の入札価格（消費税相当額を除いた額。）で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）により行う。

ただし、入札価格が旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領（以下「低入札要領」という。）第3条に規定する調査基準価格を下回る者については、次式中の「入札価格」を「調査基準価格」と読み替えて得られた評価値によるものとする。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{技術評価点}) / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

(小数点第5位以下切り捨て)

(落札者の決定方法)

第7条 落札者は、次の各号に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

- (1) 予定価格の制限の範囲内でもって行われた入札であること。
 - (2) 低入札要領第3条に規定する調査基準価格を入札価格が下回る場合は、低入札要領第7条による調査において履行可能と認められること。
 - (3) その他、入札公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、その中で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- 3 落札者となるべき価格を持って入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(学識経験者の意見)

第8条 政令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、次の各号において、2人以上の学識経験者から意見聴取を行う。

- (1) 落札者決定基準を定めようとする場合

第4条に基づく落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項を聴取する。この場合において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。

- (2) 落札者を決定しようとする場合

前号により落札者決定の際に改めて学識経験者の意見聴取が必要とされた場合は、落札者決定に関し意見を聴取する。

(公告)

第9条 総合評価一般競争入札を行うときは、別紙2の標準公告例により公告するものとする。その際、一般競争入札要綱で定める公告事項のほか、次の事項を入札公告により

周知するものとする。

- (1) 当該入札を総合評価一般競争入札により実施する旨。
- (2) 申請者の施工能力等を判定するための書類（以下「技術資料」という。）の提出に関すること。
- (3) 落札者決定基準に関すること。
- (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
- (5) 技術評価点についての疑義照会に関すること。
- (6) その他必要と認めること。

（入札の参加申請）

第10条 申請者は、次の各号に掲げる書類を管理者が指定した日までに提出しなければならない。ただし、第3号から第9号については、公告により必要と定められた場合に限る。なお、特別簡易型については第3号及び第4号の提出を不要とする。

- (1) 簡易型総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 資本関係・人的関係調書（様式2）
- (3) 工程管理に係る技術的所見（様式3）
- (4) 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（様式4）
- (5) 工事施工実績調書（総合評価用）（様式5）
- (6) 配置予定技術者調書（総合評価用）（様式6）
- (7) 企業施工能力確認調書（様式7）
- (8) 社会的貢献・災害予防等確認調書（様式8）
- (9) 共同企業体協定書
- (10) その他必要と認める書類

（技術資料の評価）

第11条 技術評価点の決定に当たっては、審査委員会の審議を経るものとする。

- 2 提出のあった技術資料について、評価項目への対応、施工の確実性等を評価し、あわせて記載事項の確認を行い、技術評価点を算出する。この場合において、必要に応じて入札者に対して技術資料に関する説明を求めることができるものとする。
- 3 技術資料の全部又は一部を提出しない場合、技術資料の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合、技術資料に虚偽の記載がある場合、技術資料のうち簡易な施工計画の内容が不適切で確実な施工が困難と認められる場合その他技術資料に関して適正な評価ができない場合、当該入札への参加を認めないこととする。

（入札結果の公表）

第12条 前条により落札者が決定した場合は、様式12により公表を行うものとする。

（技術評価点に関する措置）

第13条 簡易な施工計画に関する事項について、評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領による措置等の必

要な措置を講ずるものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第14条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づき措置等の必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第15条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき申請者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(苦情の申立て)

第16条 入札者のうち、技術資料の評価について不服があるものは、管理者に対して評価についての説明を求めることができる。

2 前項の申立ては、入札結果の公表の翌日から起算して3日（旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、書面により、管理者に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載することとする。

附 則

この要領は、平成20年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月8日から施行する。

総合評価落札方式評価基準

	評価項目	評価基準	技術評価点
簡易な 施工計画	工程管理に係る技術的所見	各工程の工期及び工事の手順が適切であり、優れた工夫が見られる	3.0
		一般的な記述にとどまっている	0.0
	施工上配慮すべき事項に係る技術的所見	現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて特に配慮すべき事項について適切に考慮されており、優れた工夫が見られる	3.0
		一般的な記述にとどまっている	0.0
企業の 施工能力	過去10年間の同種・同規模工事の施工実績の有無	あり	1.0
		なし	0.0
	公共工事の施工実績	提出のあった施工実績が、本市及び国、他の地方公共団体等発注の公共工事のうち、旭川市内において施工された工事	1.0
		提出のあった施工実績が、本市及び国、他の地方公共団体等発注の公共工事のうち、旭川市外において施工された工事	0.5
		提出のあった施工実績が、上記以外の発注による工事(民間工事等)	0.0
	旭川市水道局発注工事(〇〇工)の過去2年間の工事成績評定点の平均点(ただし、対象とする2年度間に受注実績があり、その評定結果が翌年度以降であるため平均点を算定する工事がない場合は、さらに前年度の工事成績評定点の平均点)	90点以上	4.5
		85点以上90点未満	4.0
		80点以上85点未満	3.0
		75点以上80点未満	2.0
		70点以上75点未満	1.0
		65点以上70点未満(なしの場合を含む)	0.0
	65点未満	-1.0	
	ISOの取得	ISO9001及びISO14001	1.0
ISO9001又はISO14001		0.5	
なし		0.0	
配置予定 技術者の 能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級又は技術士	3.0
		2級	2.0
		なし	0.0
	主任(監理)技術者の継続教育(CPD(S))	指定する団体の推奨単位以上を取得している。	2.0
		指定する団体の推奨単位の2分の1以上を取得している。	1.0
		上記以外	0.0
地元業者 活用・地域 精通・社会的 貢献	地元業者の活用 (資材購入等を含む)	地元業者の活用率が90%以上	5.0
		地元業者の活用率が80%以上90%未満	4.0
		地元業者の活用率が70%以上80%未満	3.0
		地元業者の活用率が60%以上70%未満	2.0
		地元業者の活用率が50%以上60%未満	1.0
		地元業者の活用率が50%未満	0.0
	旭川市内に本店又は営業所の有無	市内に本店あり	1.0
		市内に営業所あり	0.5
		両方ともなし	0.0
	旭川市との災害協定締結の有無	あり	0.5
		なし	0.0
	障がい者雇用の推進実績の有無	あり	0.5
		なし	0.0
	子育て支援・男女共同参画の推進実績の有無	あり	0.5
		なし	0.0
	合計点		

評価基準に関する留意事項

評価項目		留意事項	様式	添付書類
簡易な施工計画	工程管理に係る技術的所見	当該工事の施工に必要と考えられる各工程の工期を記入のうえ、工期短縮方法等、技術的な工夫点があればそれを記入する。	3	
	施工上配慮すべき事項に係る技術的所見	環境対策・品質管理・安全対策等、施工上配慮すべき点について、具体的な対策方法を記入する(配慮点について具体的に指示する場合あり)。	4	
企業の施工能力	実績	同種同規模工事とは〇㎡以上の〇〇工のこと。 平成〇年度から平成〇年度までに元請として施工し完了した実績(共同企業体による施工を含む)であること。 ※旭川市内において施工された公共工事があれば優先して記入する。	5	CORINSの写し 契約書等の写し
	工事成績評定点	当該工事と同一業種の工事で、平成〇年度から平成〇年度に完了し、旭川市水道局上下水道部経営企画課から評定結果の通知を受けた工事を対象とする。 対象とする2年度間に、旭川市水道局上下水道部経営企画課から評定結果の通知を受ける対象となる工事を請け負っている場合で、評定結果の通知を受けた工事がなく(しゅん功年度が翌年度以降)は、さらに前年度(平成〇〇年度)の評定結果を受けた工事を対象とする。 対象工事が1件の場合は評価点から0.5点減点する。	7	
	ISO取得	ISO9001, ISO14001の取得の有無を確認。	7	認定証の写し
配置予定技術者の能力	資格	保有する資格は〇〇施工管理技士, 〇〇士(〇〇部門)とする。	6	資格者証の写し CPD受講証明書の写し
	継続教育(CPD(S))	継続教育(CPD(S))は指定する団体の取得単位とする。 ※指定する団体は、配置予定技術者調書(様式6)記載のとおり。		
	※注意事項	・落札者決定後の配置予定技術者の変更については、変更後の技術者が当初の配置予定技術者と同等以上の資格を有する者であること。		
地元業者活用・地域精通・社会的貢献	地元業者の活用	地元業者の活用(資材購入等を含む)について、活用率を記入する。 なお、本工事のしゅん功時に、「地元業者活用報告書」(様式9)を提出すること。	8	
	旭川市内に本店又は営業所の有無	「市内に本店あり」とは、公告日において、旭川市水道局建設工事等入札参加資格者名簿に「11市内」で登録されている者をいう。		
		「市内に営業所あり」とは、公告日において、旭川市水道局建設工事等入札参加資格者名簿に「22市外」又は「32市外」(旭川市内の営業所が当該工事に対応する建設業許可を有していない者を除く。)で登録されている者をいう。		
	旭川市との災害協定締結の有無	・公告日時点で締結していること。 ・所属する協会等が本市と締結している場合も含む(この場合、協定書の写しのほか、協会等への所属を確認できる書類を添付のこと)。	10	協定書等の写し
	障がい者雇用の推進実績の有無	A 障がい者の雇用状況について報告義務のある企業 (1), (2)のいずれの要件も満たしていること。 (1) 障がい者の雇用の促進等に関する法律に定める方法で算定した障がい者の雇用率が1.8%を上回っていること。 (2) 旭川市内にある本店、支店等の事業所において、障がいのある方を現に雇用していること。	10	障がい者雇用状況報告書の写し
		B 障がい者の雇用状況について報告義務のない企業 (常用労働者総数が56人未満の企業) (1), (2)のいずれの要件も満たしていること。 (1) 障がいのある方を1人以上雇用していること。 (2) 旭川市内にある本店、支店等の事業所において、障がいのある方を現に雇用していること。		
子育て支援・男女共同参画の推進実績の有無	(1)から(4)のいずれかの要件に該当していること。 (1) 従業員(常用労働者)総数が100人以下の企業(旭川市内に本店若しくは支店又は営業所等を有する企業)で、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、北海道労働局へ届け出ていること。 (2) 育児休業制度について、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 ア 育児休業制度について、就業規則、労働協約等に定めがあること。 イ 旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に取得の実績があること。 ウ イの要件に該当する取得者のうち取得期間が120日を超える取得者がいること。 (3) 介護休業制度について、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。 ア 介護休業制度について、就業規則、労働協約等に定めがあること。 イ 旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に取得の実績があること。 ウ イの要件に該当する取得者のうち取得期間が45日を超える取得者がいること。 (4) 出産や育児、介護を理由とした退職者の再雇用について制度を定めており、旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に再雇用の実績があること。 この場合、雇用とは、正規雇用した者であること。	10	一般事業主行動計画策定・変更届の写し 制度内容を規定した就業規則、労働協約等の写し 制度内容を規定した就業規則、労働協約等の写し 制度内容を規定した文書の写し	